

名護市浄水場施設全般運転管理業務委託

公募型プロポーザル方式

実施要項

名護市環境水道部

名護市浄水場施設全般運転管理業務委託

公募型プロポーザル方式

実施要項

(目的)

第1 この要項は、「名護市浄水場施設全般運転管理業務委託」にかかる公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により本業務委託の受託者を決定するに当たり、必要な事項を定めたものである。

(業務範囲及び内容)

第2 本業務委託の範囲及び内容は、仕様書に示すとおりとする。

(業務委託期間)

第3 本業務委託の業務委託期間は、（新元号）元年7月1日から（新元号）4年6月30日までとする。

(参考業務価格)

第4 本業務委託の（新元号）元年7月1日から（新元号）4年6月30日までの期間の参考業務価格は、年額「¥-」（消費税及び地方消費税抜き）である。

(審査委員会の設置)

第5 プロポーザル方式による受託候補者の特定を厳正かつ公平に行うため、受託候補者の特定に当たり、プロポーザル参加者の審査及び評価を行う審査委員会を設置する。

2 審査委員会に関する規定は、別に定める「名護市浄水場施設全般運転管理業務委託審査委員会設置要領」によるものとする。

3 審査委員会の委員は公表しないものとする。

(事務局)

第6 審査委員会の事務局は、名護市環境水道部水道施設課浄水係とする。

(受託者の決定)

第7 プロポーザル参加者について、「プロポーザル審査基準」に基づき次に掲げる審査及び評価を行い、最優秀提案者を受託候補者として特定する。その後、受託候補者と契約交渉を行い、契約の締結をもって、受託者の決定とする。

(1) 第1次審査（事務局による審査）

- ・ プロポーザル参加表明者の参加資格審査（書類審査）を行う。

(2) 第2次審査（審査委員会及び事務局による審査及び評価）

- ・ 第1次審査合格者について、業務提案書等を提出してもらい、その業務提案書等及びプレゼンテーションにより審査及び評価を行う。
- 2 受託候補者が地方自治法施行令第167条の4に規定する者になった場合又はその者と契約を締結することが不適当であると認められるときは、その者とは契約の締結を行わない。この場合は、審査結果に基づき、次点の者を受託候補者とする。
- 3 審査結果については、プロポーザル参加者全員に通知する。

(プロポーザル募集要項等)

第8 プロポーザル参加希望者には、募集要項として次に掲げる書類を配布する。

- (1) プロポーザル実施要項
- (2) プロポーザル提出書類作成要領
- (3) プロポーザル審査基準
- (4) 本業務委託仕様書
- (5) 各提出書類様式(参加表明書、その他)
- (6) 本業務委託に係る参考資料

(プロポーザル日程)

第9 プロポーザルの日程については、次に掲げる「プロポーザル日程表」のとおりとする。

プロポーザル日程表	
実施項目	期間
プロポーザル公募	平成31年4月17日(水)～24日(水)
募集要項及び仕様書に関する質問受付	平成31年4月24(水)～5月14日(火)
募集要項及び仕様書に関する質問への回答期間	平成31年4月24(水)～5月17日(金)
参加表明書、参加資格審査書類の受付	(新元号)元年5月20日(月)16:00迄
第1次審査(参加資格審査)	(新元号)元年5月22日(水)
第1次審査結果の通知	(新元号)元年5月23日(木)
業務提案書等の受付	(新元号)元年5月23日(木)～30日(木)
第2次審査(業務提案書等及びプレゼンテーション審査)	(新元号)元年6月6日(木) 予備日:(新元号)元年6月7日(金)
受託候補者の特定・第2次審査結果の通知	(新元号)元年6月7日(金)～14日(金)

(プロポーザル参加に関する留意事項)

- 第10 プロポーザル参加者は、参加表明書の提出をもって、プロポーザル募集要項等の記載事項、その他プロポーザルに係る定められた事項を承諾したものとみなすものとする。
- 2 プロポーザル参加に際し、参加に係る費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とする。

(プロポーザル参加者の制限)

第11 次に掲げるいずれかに該当する者は、プロポーザルに参加することができない。

- (1) プロポーザルの審査委員会の委員が、従業員又は役員等として経営に関与している者
- (2) 本業務委託に関するコンサルタント業務に関与した者及びその関連企業者

(失格条項等)

第12 プロポーザル参加者において、次に掲げるいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) プロポーザル提出書類の提出方法、提出先、提出期限が適合しない者。
 - (2) プロポーザル提出書類が作成様式及び作成要領に示された条件に適合しない者。
 - (3) プロポーザル提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない者。
 - (4) プロポーザル提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている者。
 - (5) プロポーザル提出書類に虚偽の内容が記載されている者。
 - (6) この要項及びその他プロポーザルに係る定められた事項以外の手法により、審査委員、事務局、その他関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた者。
- 2 プロポーザル終了後に、前項の各号のいずれかに該当する者がいると判明した場合、その者のプロポーザルに係る提案等は無効とする。

(プロポーザル提出書類の取り扱い)

第13 提出されたプロポーザル提出書類の取り扱いは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 提出されたプロポーザル提出書類は変更できないものとし、また、返却しない。
- (2) プロポーザル提出書類の作成及び提出に要する費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とする。
- (3) 提出されたプロポーザル提出書類は、審査及び説明の目的又はその他名護市が必要と認める場合には、その提出書類の内容を使用することができるものとする。